

令和5年度事業計画

一般社団法人静岡県トラック協会

〔I〕基調

我が国の経済は、ウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が進みつつあり、政府の各種政策の効果もあって、サービス消費を中心に回復基調に向かっており、景気が持ち直していくことが期待されている。ただし、ロシアのウクライナ侵攻や新型コロナウイルス禍などによる原材料・エネルギー高騰を背景とした物価上昇、供給面での制約等に伴う消費停滞、金融資本市場の変動等の影響による景気の動向には引き続き留意する必要がある。

政府は「日本経済の再生」を最優先課題とし、新しい資本主義の旗印の下で、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野として取り組むこととしている。

こうした状況の中で、「国民生活と産業活動のライフライン」としての重要な役割を担うトラック運送業界は、2024年3月末までとなっている「標準的な運賃」の告示制度等貨物自動車運送事業法に係る時限措置の延長への取組み、昨年暮れに示された「改正改善基準告示」の周知、並びに「物流の2024年問題」への適切な対応が図られるよう全力を傾注する。さらに、ドライバー等の良質な人材の確保、高速道路料金の更なる割引など、安定的な輸送の維持に取り組むこととする。

また、新技術を活用した物流DXや生産性向上の推進など、物流の更なる効率化に向けて鋭意取り組むとともに、環境、SDGs対策を推進する。

以上を踏まえ、静岡県トラック協会は、会員に軸足を置いた運営に今まで以上に務めるとともに、令和5年度の重点施策を次のとおり定め、各種事業を積極的に展開し、会員事業者を力強く支えていくこととする。

【重点施策】

- (1) 改正改善基準告示の周知及び取引環境の改善等「2024年問題」への適切な対応
- (2) 「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進並びに「標準的な運賃」等の時限措置延長への対応
- (3) 交通及び労災事故の防止対策の推進
- (4) 燃料高騰対策等の推進
- (5) 多様な施策による良質なドライバー等人材の確保

〔Ⅱ〕事業計画の概要

1. 経営改善対策事業

2024年4月から適用されるドライバーの罰則付き時間外労働上限規制、及びドライバーの拘束・運転時間、休息期間などの基準が強化される改正改善基準告示への対応等コンプライアンスの徹底を推進するとともに、「物流の2024年問題」への適切な対応が図られるよう荷主などの関係者への周知と浸透に取り組む。

また、貨物自動車運送事業法に係る「標準的な運賃」及び「荷主対策の深度化」等の時限措置延長を推進する。国際的な原材料高騰に伴う国内の物価、エネルギーコストの上昇分の運賃等への転嫁対策について、「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト収受に向けた取組みを図る。

令和5年度においては、ウィズコロナの下、経済活動の動向を踏まえつつ、会員事業者の経営基盤の安定と強化に資する事業を積極的に展開していくこととする。

- (1) 「物流の2024年問題」「標準的な運賃」の周知に係る対応
- (2) 「標準的な運賃」の活用及び原価管理徹底による適正な運送コストの収受等
- (3) 荷主対策の深度化の推進
- (4) 燃料高騰対策並びに燃料サーチャージ導入の促進
- (5) 荷主との連携による生産性向上に向けた取組みの実施
- (6) 情報通信技術（ICT）を活用した運行管理の高度化などによる生産性の向上

2. 労働対策事業

ドライバーの時間外労働の上限規制、改正改善基準告示の適用まであと1年と迫る中、少子高齢化による労働力人口の減少に伴うドライバー不足が常態化している現下において、会員事業者における労働環境の改善と整備を通じた労働力確保の取組み及び輸送の効率化や生産性向上のための省人化・省力化に向けた取組みを支援する。

また、高校新卒者等のトラック業界への就職支援等対外的な広報PR活動、並びにドライバー養成のための運転免許取得の支援等労働力確保と定着に係る方策を展開する。

- (1) 改正改善基準告示内容の理解と周知
- (2) 女性・若年層の採用及び高齢者の活用等を含めた労働力の確保、育成と定着に向けた方策の推進
- (3) 輸送の効率化や生産性向上のための取組みの推進
- (4) 過労死等防止対策及びメンタルヘルス対策の推進

3. 交通対策事業

2025年を目標年とする全ト協の「トラック事業における総合安全プラン2025」の事故削減目標「死者＋重傷者数970人以下」「飲酒運転ゼロ」を達成するために、重大事故の多くを占める追突事故及び交差点事故、飲酒運転事故、健康起因事故等の防止対策の徹底を図るとともに、事故防止意識の向上を目指す。

また、荷役作業時における荷台からの墜落・転落等の労働災害の発生を防止するため、陸運労働災害防止協会静岡県支部（陸災防）と連携し関係法令の遵守並びに各種啓発活動を積極的に展開し労働災害防止対策に取り組む。

- (1) 事業用トラックによる交通事故実態の把握と要因分析及び防止対策の啓発
- (2) 飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化
- (3) 安全対策機器等の普及促進
- (4) 運輸安全マネジメントの普及拡大
- (5) 労働災害防止対策の推進

4. 環境対策事業

トラック運送業は公共の道路等を使用し事業を営むことから、社会との共生を図ることが必要不可欠である。また、地球環境保全や環境負荷の低減、資源保護等に向けた活動や方策を推進することが社会的責務を果たすことにつながる。

このため、エコドライブや環境配慮型先進車両への代替促進等を目的としたエコタイヤや車両の導入等地球温暖化防止対策を推進するための助成事業を継続実施する。また、道路清掃活動等地域社会環境の保全に取り組むものとする。

- (1) 環境対策の推進・SDGsへ対応
- (2) エコドライブの徹底に向けたEMS機器等の導入普及促進
- (3) 環境負荷を低減する先進的な事例等の調査・研究
- (4) アイドリングストップの励行等省エネ運転に係る周知啓蒙

5. 広報事業

トラック輸送の役割と重要性の正しい理解と周知を図るため、テレビや新聞、ホームページやYouTube等の各種広報媒体を活用した情報発信等対外的なPR対策を積極的に推進する。

また、業界の抱えている労働力不足・長時間労働や低賃金など労働環境の改善に向けた課題、「2024年問題」「標準的な運賃」「燃料サーチャージ」への理解、当業界の社会的地位及びイメージの向上などについて、運送利用者である荷主企業や一般消費者等に対し訴求する。

- (1) 各種広報媒体を活用した関係団体、荷主企業、消費者等への啓発・情報発信
- (2) 機関紙等による会員への情報提供
- (3) 物流DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に係る情報提供

6. 適正化事業

輸送の安全を阻害する行為の防止及び輸送秩序の確立並びに事故防止を図る観点から関係行政庁との連携を密にし、「正直者が馬鹿を見る」「悪貨が良貨を駆逐する」ことがないように地方適正化事業実施機関として法に定められた巡回指導業務を適正かつ確実に遂行する。併せて、改正改善基準告示等関係法令改正等の周知、巡回指導の結果に応じたフォローアップを図るとともに、総合評価の低い事業者及び悪質性の高い違反行為には速報制度による厳正な対応など業界の適正化に向けた強化と資質向上に努める。また、運輸安全マネジメントの積極的な推進、安全性評価制度（安全認定Gマーク）の取得促進と荷主等に対する認知度向上に努める。

- (1) 巡回指導の充実強化による法令遵守の徹底
- (2) 安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び普及促進策の実施
- (3) 適正化事業指導員に係る研修事業の充実及び更なる資質の向上

7. 研修事業

中小・零細企業が大半を占める当業界では、良質な人材の確保と育成はもとより、輸送需要の高度化・多様化への対応がコロナ禍を経てより重要な課題となっている。このため、物流管理や安全管理等の物流高度化に対応できる人材の育成を目的として、研修の更なる充実を図る。この他、経営者・管理者研修、法令に基づく新規雇用者向けの研修、若年層・女性・高齢ドライバー対象とした研修など実践的な研修事業運営に努める。また、ウィズコロナ下では、集合型・オンライン型を適宜組み合わせ合わせた開催方式とする。

8. 災害対策事業

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模な自然災害時の緊急輸送に対応するため、国・県及び緊急物資輸送協定等を締結した市町等関係機関と連携を図り、災害発生時の要請に応えられるよう協会本部・支部の緊急輸送体制の整備を図る。併せて、大規模災害時におけるライフライン機能を維持するため、平時から災害時物流に関するノウハウの構築、防災関係機関と連携した輸送訓練の実施、災害時物流の円滑化に貢献する災害物流専門家の育成等に努める。

- (1) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (2) 県・市町と締結した緊急物資輸送協定に基づいた輸送体制の確認
- (3) 自治体の災害対策本部に参画する災害物流専門家の育成

9. 協会施設整備事業

会員事業者及び従業員の教育研修、利用者への輸送相談所、並びに、緊急物資輸送施設としての地域拠点化を図るため、サービスセンター等の関係施設を維持する。

以上のほか当業界の発展に寄与すべく所要の事業を推進する。